

大分県報

令和七年
四月一日
号外（三四）
（火曜日）

目次

規則

大分県漁業調整規則の一部改正……………一

〇規則

大分県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年四月一日

大分県規則第三十八号

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県漁業調整規則の一部を改正する規則

大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。
第五十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第六十二条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第六十三条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十二条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

令和七年四月一日

大分県報号外（規則）